

# スピード競技開催規定

## 細則：ドリフト競技開催要項

2012年11月29日制	定
2013年1月1日施	行
2017年6月1日改	正
2017年7月1日施	行

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、スピード競技開催規定に従い、国内格式以下のJ A F公認のドリフト競技会（以下「本競技」という。）の開催要項を以下の通り定める。

### 1. 定義：

ドリフト競技は、車両の進行方向に対して意図的に横滑走状態を発生させ、当該滑走状態を保ちながら規定のコースを走行する競技。

### 2. 開催場所：

J A F公認のサーキットおよびスピード競技コースとする。

### 3. 開催資格：

J A F加盟・公認クラブおよび加盟・公認団体とする。

### 4. 参加車両：

- 1) J A F国内競技車両規則第3編スピード車両規定に合致した車両で気筒容積別にクラス分けを行う。
- 2) 下記6. の3) による追走走行に自動車登録番号標付車両（P、PN、N、SA、B、AE）が参加する場合は、当該車両規定に規定された6点式以上のロールケージおよびサイドバーの装着が義務づけられる。
- 3) 競技会特別規則に規定することにより参加車両の区分を細分化することができる。

## 5. 参加資格：

有効な国内Bライセンス以上の所持者とする。

## 6. 競技方法：

本競技は、以下の走行方法と競技要素により行われる。

- 1) 走行方法は、1台の車両がランニングスタート方式で競技コースを走行する単走走行または2台以上の車両がランニングスタート方式で競技コースを前後に走行する追走走行とする。
- 2) 単走走行は、以下を競技要素とする。
  - (1) 滑走角度：  
設定コース上のコーナー走行時の車両軸線上の進行方向に対する角度。
  - (2) 滑走姿勢：  
設定コース上のコーナー走行時の姿勢。
  - (3) 滑走速度：  
コーナーへの進入速度および任意に設定した区間の通過速度。
- (4) オーガナイザーは、上記(1)～(3)の競技要素に基づき、判定事項を規定する。
- 3) 追走走行は、以下を競技要素とする。
  - (1) 先行車は、単走走行の競技要素が適用される。
  - (2) 後走車は、単走走行の競技要素および先行車との走行時の距離が適用される。
  - (3) オーガナイザーは、上記(1)～(2)の走行方法および競技要素に基づき、判定事項を規定する。

## 7. 審判員の判定：

- 1) 判定事項は、競技会特別規則または公式通知に明記し、ドライバーズブリーフィングにおいて説明しなければならない。
- 2) 判定事項の記載例
  - (1) 滑走角度: コーナー進入時の角度の大きさおよび安定性、連続した滑走動作のタイミングおよび安定性。
  - (2) 滑走姿勢: 円滑な滑走姿勢を維持するとともにコーナーの指定され

たポイントに最大限接近すること。

- (3) 滑走速度：競技（判定）区間の全般を通して比較的速い速度を維持すること。
- (4) 先行車に対して後走車は接近して走行すること。
- 3) 競技会に適用する判定事項は審判員が判定を行い、審判員の氏名は公式通知掲示板に掲載されなければならない。
- 4) 審判員の判定は、判定事項に対する加点判定または減点判定とする。
- 5) 審判員が行った判定に対しては、いかなる抗議も許されない。

## 8. 競技の構成：

本競技は、以下の走行区分から構成される。

オーガナイザーは、以下の走行区分に対応する競技方法について、競技会特別規則に明記すること。

なお、競技の構成は任意に設定することができる。

- 1) 練習走行
- 2) ウォームアップ走行
- 3) 公式予選
- 4) 決勝

## 9. 競技コース：

オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて以下の走行区間を設定し、競技のスタートに先立ち競技コース図を明示する。なお、追走走行を実施する場合は、2台以上の車両がスタートラインに待機可能なスペースを確保すること。

- 1) スタートライン
- 2) 加速区間
- 3) 1つ以上のコーナー部分を含めた競技（判定）区間
- 4) 減速区間
- 5) フィニッシュライン
- 6) 審判員の位置

## 10. 順位の決定：

順位の決定方法は任意とし、競技会特別規則に明記すること。

#### 順位の決定方法の記載例

- 1) 走行結果に基づく得点により順位を決定する。
- 2) トーナメントにより順位を決定する。

### 11. 車両検査：

- 1) 競技会技術委員長は競技に先立ち車両検査を実施すること。
- 2) 参加者は出走可能な状態で車両検査を受けること。
- 3) 次のいずれかに該当する場合は、当該競技会に参加することはできない。
  - (1) 車両検査で不合格の場合
  - (2) 車両検査を受けない場合
  - (3) 競技会技術委員長の修正指示に従わない場合

### 12. 参加者およびドライバーの遵守事項：

- 1) 全てのドライバーは、F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章に定める耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、シューズ等を着用することを推奨する。
- 2) ヘルメットは国内競技車両規則・細則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載されたものを着用すること。
- 3) コース内に立ち入るピットクルー、メカニックは競技会関係者として適切な服装が要求される。

### 13. 安全の確保：

- 1) 競技中は、競技役員を除き、如何なる者もコース上に立ち入ってはならない。
- 2) オーガナイザーは、競技会場の形状等に応じて適切なコース設定を行い、特に観衆に対する安全に十分留意すること。
- 3) オーガナイザーは、予め所轄消防本部・消防署等に対し、競技会（催物）開催にあたる救急連絡体制について打ち合わせておくこと。  
また、競技会当日怪我、病気等の患者を会場内で搬送する車両を備えること。
- 4) 指名された救急委員長は、競技会開催前に最寄りの当該指定病院の所在地を明示した見取り図を用意し、これを競技会審査委員長に報告

すること。

#### **14. 競技会の成立、延期、中止、短縮：**

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は、全参加車両が1回以上の走行を終了した時点で成立する。

#### **15. 施行：**

2017年7月1日